

大阪市立大学共同利用機器
集束イオンビーム (FIB) ナノ加工顕微鏡装置 利用規約 (改訂)

(趣旨)

この規約は、大阪市立大学（以下、「本学」という。）工学研究科電子情報系専攻応用物理学講座応用分光計測学分野を責任研究室として設置された集束イオンビーム (FIB) ナノ加工顕微鏡装置（以下「本装置」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(運営)

- ・ 本装置の運営に関し必要な事項を審議するため、運営委員会を置く。
- ・ 運営委員会に幹事会を置く。
- ・ 運営委員会に関する規程は、別に定める。

(利用目的)

- ・ 本装置は、学内共同利用機器として、研究・教育の目的のみに使用する。

(利用資格)

- ・ 本装置を利用することのできる者（以下、「利用資格者」という。）は、本学の教職員または学生で、次の各号に該当する者とする。
 - (1) 本装置に関する講習会を受講した者。
 - (2) 運営委員長が、本装置を操作するのに適当であると認めた者。

(利用時間)

- ・ 祭日および本学が定めた休日以外の平日（月曜日から金曜日）午前 10 時～12 時、午後 1 時～3 時、3 時～5 時の時間帯とし、2 時間単位とする。
- ・ 2 時間以上の利用を希望する場合は、運営委員長に相談する。
- ・ 平日午後 5 時を越えての利用を希望する時は、技術支援スタッフにその旨を申し出て、守衛室から装置室の鍵の貸し出しを受ける。但し、鍵の貸し出しは、運営委員会が認めた習熟者に限る。ここでの習熟者とは、装置を単独でも支障無く操作出来るまでの十分な技量を持つと運営委員会が認め、貸し出し許可リストに登録された者である。使用後は鍵を守衛室に返却する。利用時間は、午後 10 時までとする。

(利用手続き)

- ・ 利用を希望する際、専用ホームページ（http://analysis.elec.eng.osaka-cu.ac.jp/*****）の予約システムから利用資格者本人が手続きをすること。予約は、24 時間受け付ける。
- ・ 利用をキャンセルする事情が生じた場合は、先と同じく予約システムから速やかに予約取り消しを行うこと。ただし、取り消しは利用日の前日午後 5 時までとする。

(利用料金)

- ・ 利用時間に対し一律 2,000 円/時間を徴収する。超過時間は、500 円/15 分とする。
- ・ 取り消しを忘れた場合でも、予約枠として課金する。
- ・ 利用料金の算出は 2 ヶ月単位で行い、その都度、課金請求は部局間あるいは部局内振替により行う。

(講習会および利用者登録)

- ・ 毎年、新規利用者を対象として本装置利用に関する講習会を新年度の初めに開催する。

講習会開催の案内は、予約ホームページおよび学内の掲示板等で案内する。利用希望者は、(利用手続き)の場合と同様に予約システムから受講予約をする。

- ・ 原則として、講習会の受講者のみを利用資格者とする。
- ・ 利用資格者は、講習会を受講後に「利用者登録申請書」を運営委員長に提出し、利用予約手続きに必要な利用者 ID とパスワードの交付を受けること。
- ・ ただし、運営委員長が、本装置の操作上必要と認める場合は、その都度、本装置の技術支援スタッフ(本学の技術職員)から利用資格者に対して本装置の使用説明、技術的な助言および補助を受けることができる。

(利用者登録の解約)

- ・ 利用者登録済みの利用者が、卒業・移動等で本装置を利用しなくなる事態が生じた場合は、卒業・移動に先立って事前に利用者登録の解約手続きを取らなくてはならない。
- ・ 解約手続きは、利用者が登録時と同様に「利用者登録解約申請書」を運営委員長に提出し、交付されている利用者 ID とパスワードの取り消しにより完了する。

(利用責任)

- ・ 故障・破損・異常などが認められた場合は、直ちに本装置の使用を停止し、運営委員長、幹事または技術支援スタッフに連絡をすること。
- ・ 利用者の利用規約違反、使用上の不注意、無資格者の利用など無責任な行為によって本装置が破損した場合は、当該研究室が費用を負担するとともに、利用の許可を取り消す場合がある。

(保険加入)

- ・ 利用者は、本装置の利用時に事故等が発生した場合の傷害に備えて、損害保険に加入するものとする。

(利用上の注意)

- ・ 利用のために持ち込んだ器具、薬品などは、各自が責任を持つ。
- ・ 利用者は、必ず備え付けのログブックに必要な事項を記入すること。
- ・ 利用後は、装置周辺の整理・整頓など片付けをきちんとすること。利用者が持ち込んだ物品およびゴミは必ず持ち帰る。
- ・ 本装置の使用に関しては、運営委員長、幹事および技術支援スタッフの指示に従うこと。

(その他)

- ・ この利用規約に定めるもののほか、使用細則その他必要な事項は、運営委員会の議を経て別に定める。

附則

この規約は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規約(改訂)は、平成 25 年 4 月 25 日から施行する。

2012. 3. 8 第 1 案作成

2012. 3. 13 改訂

2013. 4. 25 改訂